

# 契約締結前交付書面

(契約概要／注意喚起情報)

## 終身保険プレミアム

米ドル建

告知型 無告知型

予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建)  
予定利率金利連動型一時払終身保険(米ドル建・初期死亡保険金抑制型)



本商品は 2019 年 9 月 30 日をもって、新規の販売を停止しております。  
記載の内容は、この資料が作成された 2019 年 1 月時点のもので、既に  
ご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

### ご契約前に十分にお読みください。

- この書面は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類して記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この書面では、商品内容の異なる下記の保険商品についてご説明しています。商品内容のご確認にあたっては、該当する商品の説明をお読みください。

| 種 別  | 販売名称                     | 保険商品(正式名称)                            | 掲載ページ    |                   |
|------|--------------------------|---------------------------------------|----------|-------------------|
|      |                          |                                       | 契約概要     | 注意喚起情報            |
| 告知型  | 終身保険プレミアム<br>(米ドル建) 告知型  | 予定利率金利連動型一時払終身保険<br>(米ドル建)            | P.1～P.8  | P.17～P.26<br>(共通) |
| 無告知型 | 終身保険プレミアム<br>(米ドル建) 無告知型 | 予定利率金利連動型一時払終身保険<br>(米ドル建・初期死亡保険金抑制型) | P.9～P.16 |                   |

- この書面において、正式名称にかえて、「告知型」、「無告知型」で表記する場合があります。

### 個人情報のお取扱いについて

#### ▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

- ・当社はご契約の申込みにおいて取得する個人情報について次の目的のために利用いたします。
- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

※当社は機微(センシティブ)情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

#### ▼ 機微(センシティブ)情報について

- ・当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微(センシティブ)情報は既に取得しているものも含まれます。
- ・なお、機微(センシティブ)情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

※個人情報のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ・お申込みに際しましては、この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」のほか、必ず「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。
- ・当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点における当社所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

〔募集代理店〕

みずほ証券株式会社

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

フリーダイヤル ☎ 0120-001-262

受付時間：平日(月～金曜)午前 9:00 ～午後 5:00(土・日曜、祝日は除きます)

※ お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

www.nw-life.co.jp

この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする**生命保険**です。

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命

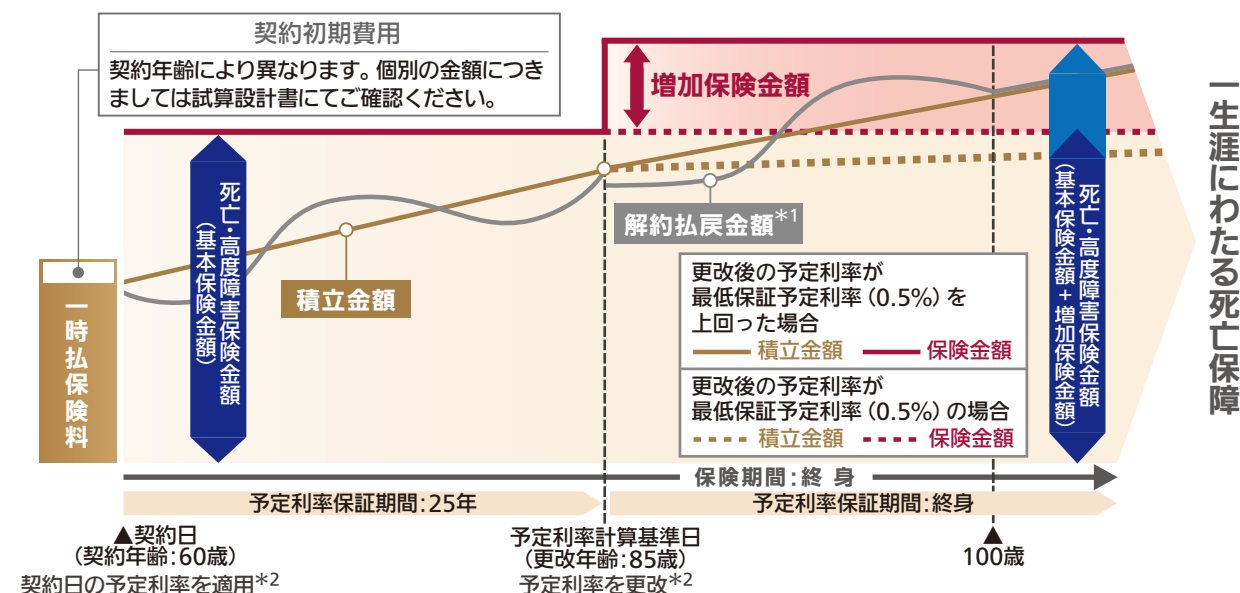
# 契約概要

## 告知型

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

【しくみ図】契約年齢（被保険者の満年齢）：60歳の場合



- ※1 解約計算基準日（完備された書類の当社到着日）が、予定利率計算基準日の場合、または被保険者が満年齢100歳を迎える年単位の契約応当日以後の場合、解約払戻金額は積立金額と同額になります（市場価格調整は行われません）。
- ※2 予定利率は契約日から25年後に更改されます。ただし、契約年齢が71歳以上の場合および予定利率の更改後は、以後の予定利率の更改はありません。
- ※当図はイメージをあらわしたものです。

## 1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

## 2 この保険のしくみについて

- この保険の正式名称は、予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）です。
- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された予定利率により運用され、被保険者の終身にわたって保障を提供する米ドル建の保険料一時払の終身保険です。
- 保険期間中に被保険者が亡くなられたとき、または高度障害状態になられたときに、保険金をお支払いします。
- 基本保険金額（保険金の最低保証額）は、一時払保険料とご契約時に適用される予定利率にもとづき、被保険者の年齢、性別に応じて決定されます。
- 予定利率は、ご契約後の金利情勢に応じて、当社所定の期間で更改されます。更改された予定利率が最低保証予定利率（0.5%）を上回っている場合には、増加保険金が増算されます。これにより、保険金額が増加する可能性があります。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。

## 3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、解約等の場合に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は、**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

## 4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 予定利率について

- 保険金額や積立金額は、当社が定める予定利率をもとに計算されます。
- 予定利率は、毎月2回（1日および16日）その時の市場金利情勢に応じて設定され、契約日または予定利率計算基準日における利率が適用されます（**申込日時点の予定利率と異なる可能性があります**）。
- 予定利率は、当社所定の基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

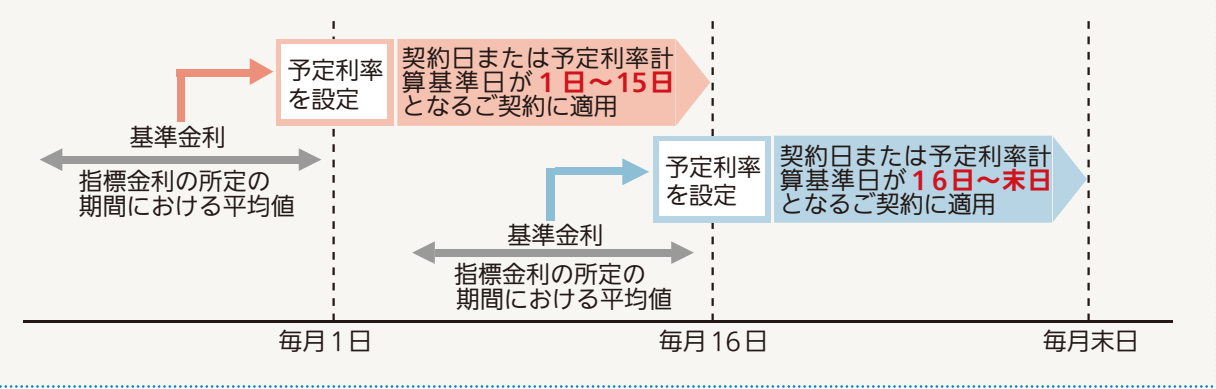
□ 予定利率の計算方法



用語について

|          |                                          |              |
|----------|------------------------------------------|--------------|
| 基準金利     | 当社所定の方法により計算した米国債の複利利回り（指標金利）の平均値        |              |
| 安全率      | 市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（-1.0%～+1.0%の範囲で設定） |              |
| 保険契約関係費率 | 新契約費率                                    | ご契約の締結に必要な費用 |
|          | 維持費率                                     | ご契約の維持に必要な費用 |

予定利率の設定と適用の流れ



- 適用された予定利率は、予定利率保証期間中は一定です。予定利率保証期間は契約年齢（予定利率を更改した場合は更改年齢）に応じた次の期間となります。

| 契約年齢または更改年齢 | 予定利率保証期間 |
|-------------|----------|
| 70歳以下       | 25年      |
| 71歳以上       | 終身       |

- 予定利率は予定利率保証期間満了日の翌日（予定利率計算基準日）に更改されます。ただし、予定利率保証期間が終身となる場合、予定利率の更改はありません。
- 更改後の予定利率は、ご契約時の予定利率を下回ることがありますが、最低保証予定利率（0.5%）を下回ることはありません。なお、予定利率が下がった場合でも、基本保険金額が減少することはありません。

6 ご契約のお取扱いについて

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約年齢             | 50歳～87歳（契約日における被保険者の満年齢）                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 保険期間             | 終身                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 最低一時払保険料（保険料単位）  | 20,000米ドル（100米ドル単位）                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 最高保険金額           | 10億円<br><div>当社の定める他の保険契約の死亡保険金額等*1 + 今回お申込みの基本保険金額*2 ≤ 通算最高保険金額 10億円</div> <p>※1 今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。<br/>※2 基本保険金額（ご契約時の死亡・高度障害保険金額）は、一時払保険料とご契約時に適用される予定利率にもとづき、被保険者の年齢、性別に応じて決定します。<br/>※円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。<br/>※上記の基準を満たしている場合でも、診査区分による制限があるため、ご希望の金額ではお申込みいただけない場合があります。</p> |
| 保険料払込方法          | 一時払のみ（指定金融機関口座への送金）                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他取扱について        | 契約者貸付ならびに基本保険金額の増額のお取扱いはありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| お引受けにあたっての制限について | <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。</li><li>・被保険者の健康状態やご職業、他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引受けできない場合がございます。また、お引受けできる場合でも、別途特別保険料をいただいたり、保障の一部を制限させていただく場合がございます。</li></ul>                                                                                                                     |

※具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。



8 保障内容（死亡保険金・高度障害保険金のお支払い）について

| 保険金の種類  | お支払事由                                             | お支払いする金額                            | お支払いできない場合の例<br>(お支払いに際しての制限事項)                                                                                        |
|---------|---------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金   | 被保険者が保険期間中に亡くなられたとき                               | お支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額         | <ul style="list-style-type: none"><li>責任開始の日からその日を含めて<b>3年以内の被保険者の自殺</b></li><li><b>重大事由によりご契約が解除された場合 等</b></li></ul> |
| 高度障害保険金 | 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に高度障害状態*になられたとき | ①保険金額<br>(基本保険金額+増加保険金額)<br>②解約払戻金額 | <ul style="list-style-type: none"><li><b>被保険者の故意、重大な過失、自殺行為もしくは犯罪</b></li><li><b>重大事由によりご契約が解除された場合 等</b></li></ul>    |

\*「高度障害状態」の詳細につきましては、約款をご覧ください。  
※死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払いしません。高度障害保険金を支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時からご契約は消滅します。

9 付加できる主な特約について

円支払特約Ⅱ

解約払戻金・保険金等を円で受取ることができます。

年金支払特約

保険金の全部または一部を、円建の年金で受取ることができます。  
年金種類は、確定年金（年金受取期間：5・10・15・20年）となります。  
※年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。  
※年金額が10万円に満たない場合には、主契約の保険金受取人に保険金をお支払いして、この特約は消滅します。

年金移行特約

契約日から5年経過後であれば、解約払戻金額を原資として円建の年金に移行することができます。年金種類は、次のとおりとなります。

- 確定年金（年金受取期間：5・10・15・20・30・36年）
- 保証期間付終身年金（保証期間：5・10・15・20・30・36年）
- 年金総額保証付終身年金

※年金額は、移行日時点の予定利率、予定死亡率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。  
※移行後の年金額が10万円に満たない場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には移行できません。

目標額到達時円建終身保険移行特約

- 契約日から1年経過以後、解約払戻金の円換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます。
  - 目標額は、一時払保険料の円換算額に、120%～200%の範囲内（10%単位）でご契約者が指定した割合を乗じた金額となります。
  - 契約日から1年経過以後の毎営業日において、目標額への到達状況を判定します。
  - 被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われます。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。
- ※移行後は、主契約による高度障害保険金の保障はありません。

円建終身保険移行特約

- 契約日から1年経過後であれば、解約払戻金の円換算額を特約積立金として円建終身保険に移行することができます。
  - 被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われます。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。
- ※移行後は、主契約による高度障害保険金の保障はありません。

リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、この特約による保険金を米ドルまたは円で受取ることができます。  
※この特約によるご請求は、当社における他のご契約と通算して3,000万円（契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートにより円換算）を限度とします。

指定代理請求特約

保険金等の受取人が保険金等を請求できない当社所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり、指定代理請求人が保険金等の請求（代理請求）を行うことができます。

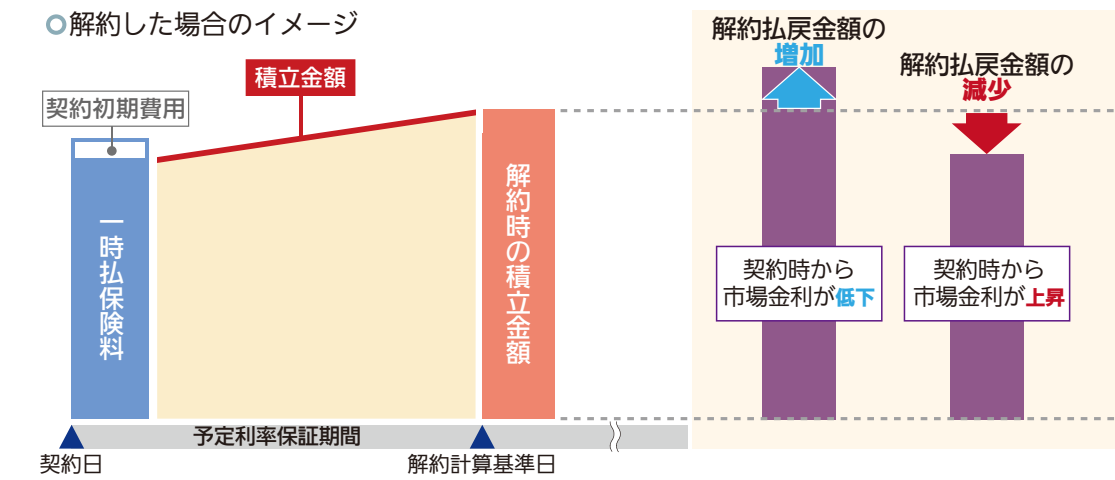
■特約の付加にあたって、適用される為替レートと換算基準日は以下のとおりです。

| 付加する特約               | 対象                    | 換算基準日              | 適用為替レート |
|----------------------|-----------------------|--------------------|---------|
| 円支払特約Ⅱ               | ・解約払戻金<br>・死亡・高度障害保険金 | 必要書類が当社の本店に到着した日   | TTM－50銭 |
| 年金支払特約               | 死亡・高度障害保険金            | 年金基金の設定申出を当社が受付けた日 |         |
| 年金移行特約               | 解約払戻金                 | 移行日                |         |
| 目標額到達時<br>円建終身保険移行特約 | 解約払戻金<br>一時払保険料       | 移行日<br>契約日         |         |
| 円建終身保険移行特約           | 解約払戻金                 | 移行日                | TTM＋50銭 |
| 円建終身保険移行特約           | 解約払戻金                 | 移行日                | TTM－50銭 |

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。  
※TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM (対顧客電信仲値) の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。  
※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。  
※上記の為替レートは2018年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点 (予定利率更改時点) よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点 (予定利率更改時点) よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。



■解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います (「予定利率」ではありません)。  
解約計算基準日\*の基準金利が、契約時または最終の更改時の基準金利よりも上昇または0.5%未満の低下の場合、解約払戻金額はその時点の積立金額よりも減少し、逆に0.5%超低下した場合には、その時点の積立金額よりも増加します。

\*完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

基準金利について、くわしくは  **契約概要** 5 **予定利率について** をご覧ください。

＜計算方法＞

解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

解約払戻金額

=

積立金額

×

1－市場価格調整率

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

1－

1＋契約日または最終の更改時の基準金利\*1

1＋解約計算基準日の基準金利＋0.5%\*2

所定の月数\*3／12

\*1 保険契約に適用されている予定利率を計算するための基準金利となります。  
\*2 金利変動等の影響を補正するための率となります。  
\*3 解約計算基準日から予定利率保証期間満了日までの月数などをもとに計算します。

■次の場合、市場価格調整は適用されませんので、解約払戻金額は解約計算基準日の積立金額となります。

- ①解約計算基準日が、予定利率計算基準日の場合
  - ②解約計算基準日が、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合
- ※ご契約者は、予定利率計算基準日を指定して、ご契約を解約することができます。この場合、予定利率計算基準日の前1ヵ月間に当社へのお申出が必要となります。

解約払戻金額の計算例について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

10 解約等について

■ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。

※基本保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものととして取扱い、同じ割合で積立金額および増加保険金額についても減額されます。なお、減額後の基本保険金額が20,000米ドル未満となる場合はお取扱いできません。

■解約払戻金の計算に際しては市場価格調整を行いますので、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、解約払戻金が一時払保険料を下回ることがあります。





5 予定利率について

- 保険金額や積立金額は、当社が定める予定利率をもとに計算されます。
- 予定利率は、毎月2回（1日および16日）その時の市場金利情勢に応じて設定され、契約日または予定利率計算基準日における利率が適用されます（**申込日時点の予定利率と異なる可能性があります**）。
- 予定利率は、当社所定の基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

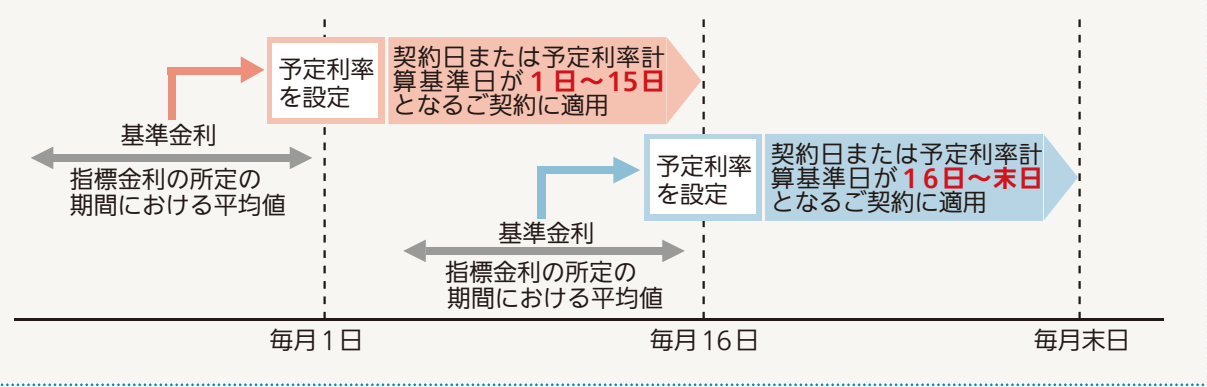
□ 予定利率の計算方法



用語について

|          |                                          |                  |
|----------|------------------------------------------|------------------|
| 基準金利     | 当社所定の方法により計算した米国債の複利利回り（指標金利）の平均値        |                  |
| 安全率      | 市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（-1.0%～+1.0%の範囲で設定） |                  |
| 保険契約関係費率 | 新契約費率                                    | ご契約の締結に必要な費用     |
|          | 維持費率                                     | ご契約の維持に必要な費用     |
|          | 死亡保障費率                                   | 死亡保険金のお支払いに必要な費用 |

予定利率の設定と適用の流れ



- 適用された予定利率は、予定利率保証期間中は一定です。予定利率保証期間は契約年齢（予定利率を更改した場合は更改年齢）に応じた次の期間となります。

| 契約年齢または更改年齢 | 予定利率保証期間 |
|-------------|----------|
| 70歳以下       | 25年      |
| 71歳以上       | 終身       |

- 予定利率は予定利率保証期間満了日の翌日（予定利率計算基準日）に更改されます。ただし、予定利率保証期間が終身となる場合、予定利率の更改はありません。
- 更改後の予定利率は、ご契約時の予定利率を下回ることがありますが、最低保証予定利率（0.5%）を下回ることはありません。なお、予定利率が下がった場合でも、基本保険金額が減少することはありません。

6 ご契約のお取扱いについて

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約年齢             | 50歳～87歳（契約日における被保険者の満年齢）                                                                                                                                                                                                                           |
| 保険期間             | 終身                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 最低一時払保険料（保険料単位）  | 20,000米ドル（100米ドル）<br>円入金時：200万円（1万円）※保険料円入金特約付加                                                                                                                                                                                                    |
| 最高保険金額           | 10億円<br><div>当社の定める他の保険契約の死亡保険金額等*1 + 今回お申込みの基本保険金額*2 ≤ 通算最高保険金額 10億円</div> <p>※1 今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。<br/>※2 基本保険金額（契約日から5年経過後の死亡保険金額）は、一時払保険料とご契約時に適用される予定利率にもとづき、被保険者の年齢、性別に応じて決定します。<br/>※円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。</p> |
| 保険料払込方法          | 一時払のみ（指定金融機関口座への送金）                                                                                                                                                                                                                                |
| その他取扱いについて       | 契約者貸付ならびに基本保険金額の増額のお取扱いはありません。                                                                                                                                                                                                                     |
| お引受けにあたっての制限について | <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。</li><li>・被保険者の他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引受けできない場合がございます。</li></ul>                                                                                                                     |

※ 具体的なお契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 保障内容（死亡保険金のお支払い）について

| 保険金の種類 | お支払いする事由            | お支払いする金額                                                           | お支払いできない場合の例<br>(お支払いに際しての制限事項)                                       |
|--------|---------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金  | 被保険者が保険期間中に亡くなられたとき | 被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額<br>①保険金額<br>（基本保険金額＋増加保険金額）<br>②解約払戻金額 | ・責任開始の日からその日を含めて <b>3年以内の被保険者の自殺</b><br>・ <b>重大事由によりご契約が解除された場合 等</b> |

■ただし、契約日からその日を含めて5年間の保険金額は、次のとおり計算します。

保険金額＝一時払保険料相当額×(100%＋通増率×契約日からの経過年数\*)

\*1年未満は切り捨て

通増率は、被保険者の年齢に応じて次のとおりとなります。

| 契約年齢    | 通増率   |
|---------|-------|
| 60歳以下   | 1.50% |
| 61歳～70歳 | 1.00% |
| 71歳～80歳 | 0.50% |
| 81歳以上   | 0.20% |

【保険金額の推移例】一時払保険料：100,000米ドルの場合（男女共通）

単位：米ドル

| 契約年齢    | 契約時     | 1年後     | 2年後     | 3年後     | 4年後     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 60歳以下   | 100,000 | 101,500 | 103,000 | 104,500 | 106,000 |
| 61歳～70歳 | 100,000 | 101,000 | 102,000 | 103,000 | 104,000 |
| 71歳～80歳 | 100,000 | 100,500 | 101,000 | 101,500 | 102,000 |
| 81歳以上   | 100,000 | 100,200 | 100,400 | 100,600 | 100,800 |

9 付加できる主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

円支払特約Ⅱ

解約払戻金・死亡保険金等を円で受取ることができます。

年金支払特約

保険金の全部または一部を、円建の年金で受取ることができます。  
年金種類は、確定年金（年金受取期間：5・10・15・20年）となります。

※年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。  
※年金額が10万円に満たない場合には、主契約の死亡保険金受取人に保険金をお支払いして、この特約は消滅します。

年金移行特約

契約日から5年経過後であれば、解約払戻金額を原資として円建の年金に移行することができます。年金種類は、次のとおりとなります。

- ・確定年金（年金受取期間：5・10・15・20・30・36年）
- ・保証期間付終身年金（保証期間：5・10・15・20・30・36年）
- ・年金総額保証付終身年金

※年金額は、移行日時点の予定利率、予定死亡率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。  
※移行後の年金額が10万円に満たない場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には移行できません。

目標額到達時円建終身保険移行特約

- ・契約日から1年経過後、解約払戻金の円換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます。
- ・目標額は、一時払保険料の円換算額\*に、120%～200%の範囲内（10%単位）でご契約者が指定した割合を乗じた金額となります。  
\*保険料円入金特約を付加した場合、円で払込まれた金額となります。
- ・契約日から1年経過後の毎営業日において、目標額への到達状況を判定します。
- ・被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われます。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。

円建終身保険移行特約

- ・契約日から1年経過後であれば、解約払戻金の円換算額を特約積立金として円建終身保険に移行することができます。
- ・被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われます。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。



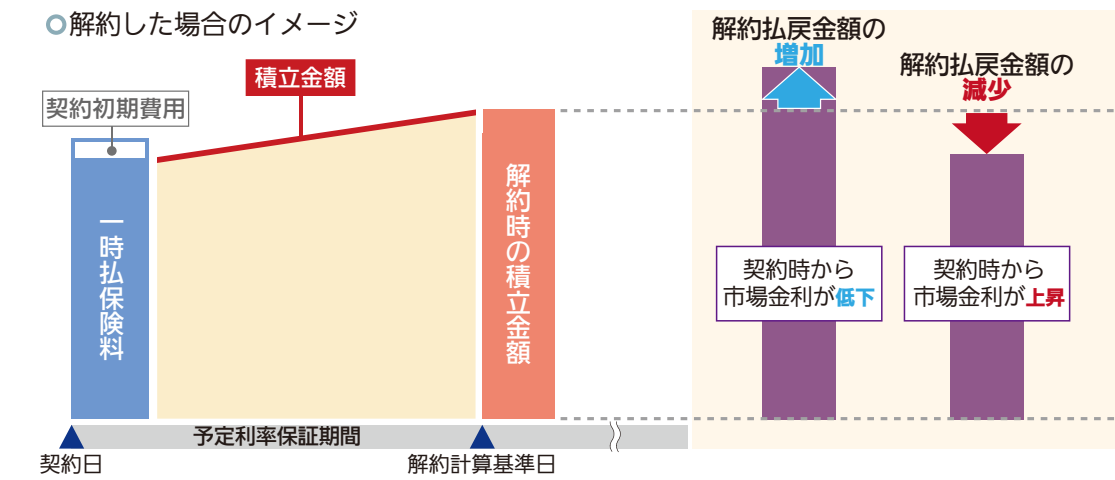
■特約の付加にあたって、適用される為替レートと換算基準日は以下のとおりです。

| 付加する特約               | 対象               | 換算基準日                  | 適用為替レート    |
|----------------------|------------------|------------------------|------------|
| 保険料円入金特約             | 一時払保険料<br>(相当額)  | 一時払保険料(相当額)の<br>受領日    | TTM + 50 銭 |
| 円支払特約Ⅱ               | ・解約払戻金<br>・死亡保険金 | 必要書類が当社の本店に<br>到着した日   | TTM − 50 銭 |
| 年金支払特約               | 死亡保険金            | 年金基金の設定申出を当社が<br>受付けた日 |            |
| 年金移行特約               | 解約払戻金            | 移行日                    |            |
| 目標額到達時<br>円建終身保険移行特約 | 解約払戻金<br>一時払保険料* | 移行日<br>契約日             |            |
| 円建終身保険移行特約           | 解約払戻金            | 移行日                    | TTM − 50 銭 |

※ 保険料円入金特約を付加した場合、円で払込まれた金額となります。  
※ 換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。  
※ TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1 日のうちに TTM (対顧客電信仲値) の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。  
※ 為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。  
※ 上記の為替レートは2018年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点(予定利率更改時点)よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点(予定利率更改時点)よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。



■解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います(「予定利率」ではありません)。解約計算基準日\*の基準金利が、契約時または最終の更改時の基準金利よりも上昇または0.5%未満の低下の場合、解約払戻金額はその時点の積立金額よりも減少し、逆に0.5%超低下した場合には、その時点の積立金額よりも増加します。

\*完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

基準金利について、くわしくは  **契約概要** **5** **予定利率について** をご覧ください。

＜計算方法＞

解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

解約払戻金額

=

積立金額

×

1 − 市場価格調整率

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

1 −

1 + 契約日または最終の更改時の基準金利\*<sup>1</sup>

1 + 解約計算基準日の基準金利 + 0.5%\*<sup>2</sup>

所定の月数\*<sup>3</sup> / 12

\* 1 保険契約に適用されている予定利率を計算するための基準金利となります。  
\* 2 金利変動等の影響を補正するための率となります。  
\* 3 解約計算基準日から予定利率保証期間満了日までの月数などをもとに計算します。

■次の場合、市場価格調整は適用されませんので、解約払戻金額は解約計算基準日の積立金額となります。

- ①解約計算基準日が、予定利率計算基準日の場合
- ②解約計算基準日が、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合

※ご契約者は、予定利率計算基準日を指定して、ご契約を解約することができます。この場合、予定利率計算基準日の前1ヵ月間に当社へのお申出が必要となります。

解約払戻金額の計算例について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

10 解約等について

■ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。

※基本保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものととして取扱い、同じ割合で積立金額および増加保険金額についても減額されます。なお、減額後の基本保険金額が20,000米ドル未満となる場合はお取扱いできません。

■解約払戻金の計算に際しては市場価格調整を行いますので、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、解約払戻金が一時払保険料を下回ることがあります。

15

16

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して  
**特にご注意ください事項**を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



### お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。  
また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

#### 【ご契約時の費用】

**ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、保険種類および契約年齢に応じ一時払保険料の4.9%～6.5%相当を一時払保険料から控除します。契約初期費用は各保険種類において契約年齢ごとに異なり一律には記載できませんので、個別のご契約における契約初期費用につきましては、試算設計書にてご確認ください。**

#### 【保険期間中の費用】

**死亡保障や高度障害保障\*<sup>1</sup>に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を毎月積立金から控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。**

\*<sup>1</sup> 無告知型の場合、高度障害保障はありません。

なお、積立金額の計算等に用いる予定利率は、基準金利をもとに予定利率を設定する際に次の費用を差し引いています。

- ・告知型：ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用
- ・無告知型：ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用

#### 【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

特約の付加により、保険料を円貨でお払込みいただく場合および保険金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM（対顧客電信仲値）\*<sup>2</sup>との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

|                                                                |            |            |
|----------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 保険料円入金特約の為替レート                                                 | 無告知型 の場合のみ | TTM + 50 銭 |
| 円支払特約Ⅱ／年金支払特約／年金移行特約／<br>目標額到達時円建終身保険移行特約／<br>円建終身保険移行特約の為替レート |            | TTM - 50 銭 |

\*<sup>2</sup> TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2018年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※保険料を円貨や米ドル以外の外貨でご用意される際や保険料を米ドルでお払込みになる際、また、保険金等を米ドルでお受取りになる際やその米ドルを円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

#### 【特定のご契約者にご負担いただく費用】

年金移行特約を付加して死亡保障等にかえて年金を受取る場合、年金支払時の費用（年金管理費）として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

※年金移行特約による年金への移行後や円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後、および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。



### 市場リスク・為替リスクについて

#### 【市場価格調整があります】

この保険は解約時に市場金利の変動に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整を行います。解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、市場金利の変動により、その金額は増減します。

具体的には、解約計算基準日の市場金利が契約時（予定利率更改時）の市場金利よりも上昇している場合には、その時点の積立金よりも解約払戻金は減少する性質があります。したがって、**解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

#### 【為替リスクがあります】

この保険は、米ドル建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

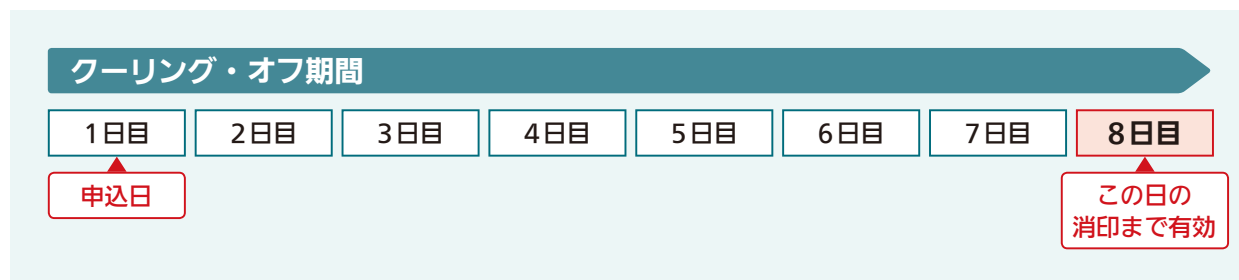
**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください、ご加入にあたっては、余裕資金をもってお願いいたします。

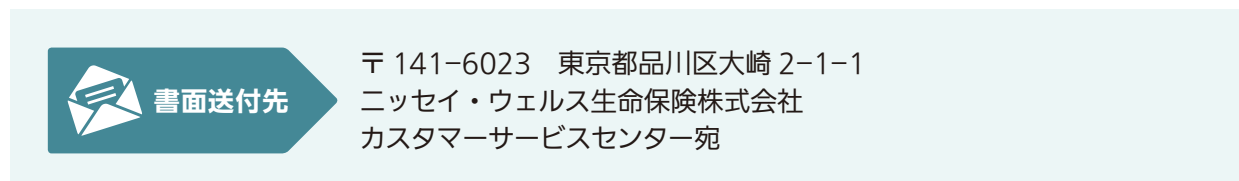


## 1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、書面によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書）にて当社カスタマーサービスセンターまでお送りください。



- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします（米ドルで保険料をご入金いただいた場合、同額の米ドルにてお返しいたします）。

- 次の場合には、**保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合（「告知型」の場合のみ）
- ②申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ③債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ④既契約の内容変更である場合

くわしくは、 **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

## 2 告知義務について 告知型 の場合のみ

### 〈告知の重要性について〉

- ご契約者や被保険者には、健康状態やご職業等について告知していただく義務があります。当社が「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 診査を行うご契約（医師扱）の場合には、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

### 〈告知受領権について〉

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 〈ご契約のお申込み内容や告知内容についてのご確認について〉

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

### 〈傷病歴・通院事実等を告知された場合〉

- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料領収法」「特定高度障害不担保法」の特別な条件をつけてお引受けすることがあります（特別取扱契約特約Ⅱ）。
- 傷病歴・通院事実等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。その結果、上記の特別な条件をつけてご契約をお引受けしたり、ご契約をお断りさせていただくことがあります。

### 〈告知義務違反について（正しく告知をされなかった場合）〉

- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日から2年を経過していても、保険金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません（ただし、「保険金のお支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります）。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、**例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

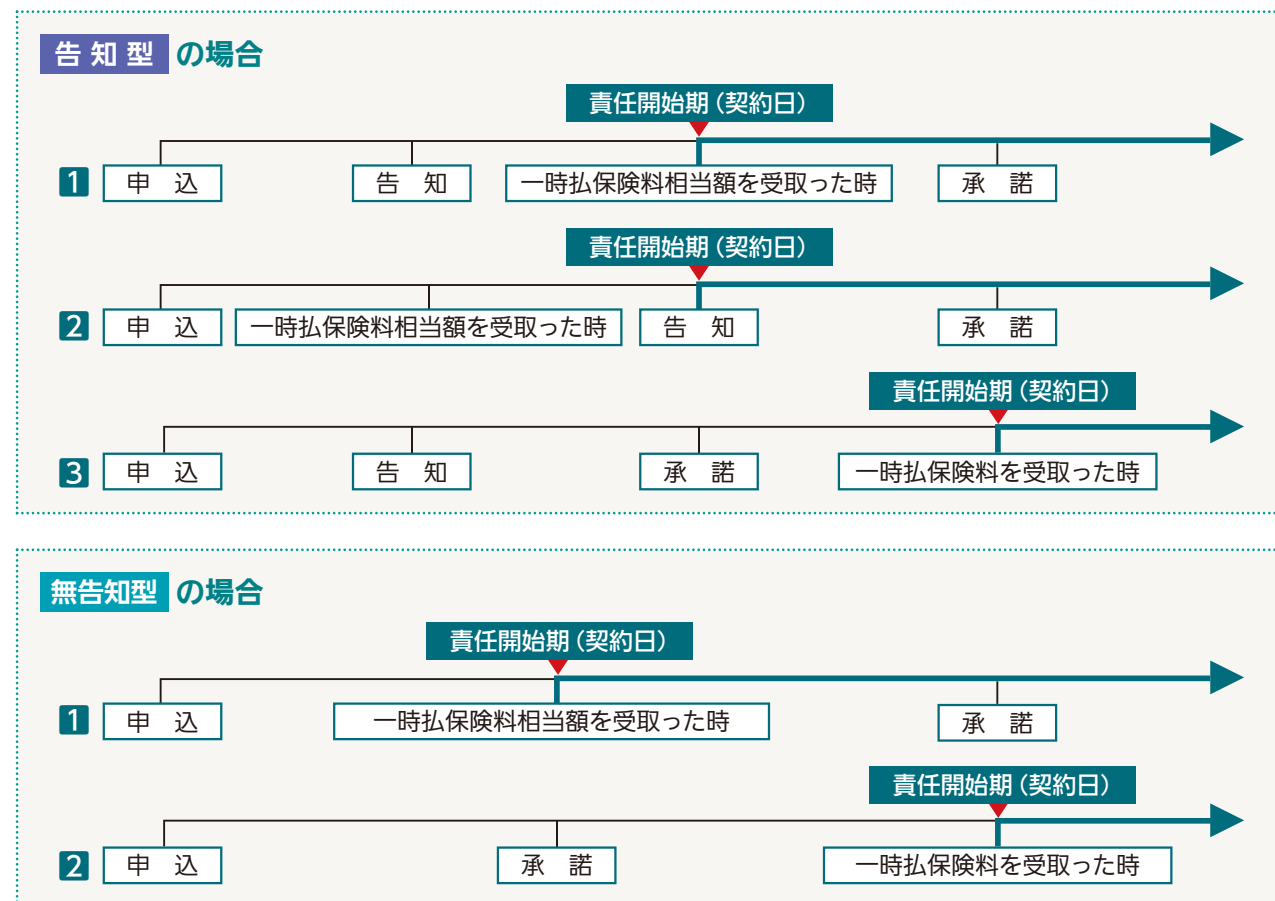
### 〈「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。〉

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」に対しても、一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約」の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、「新たなご契約」の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たなご契約」のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおりご契約が解除・取消となることもあります**のでご留意ください。



### 3 保障を開始する時期について[責任の開始]

- 当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合は、当社は一時払保険料(相当額)を受取った時(告知される前に受取ったときは告知の時)からご契約上の責任を負います。



- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

### 4 保険金等をお支払いできない場合について

**次の場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。**

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
  - 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
  - ご契約者または死亡保険金受取人の故意 等
- 重大事由による解除の場合
  - ご契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます)または保険金の受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含みます)とき
  - ご契約者、被保険者または保険金の受取人等が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等
- ご契約者が保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合

#### 告知型 の場合

**上記に加え、次の場合にも保険金等をお支払いできないことがあります。**

- 保険金のお支払事由に該当しない場合
  - 責任開始期前の傷害または疾病を直接の原因として所定の高度障害状態になられた場合 等
- 高度障害保険金の免責事由に該当した場合
  - 被保険者の故意、重大な過失、自殺行為もしくは犯罪
  - ご契約者の故意 等
- 告知義務違反による解除の場合

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

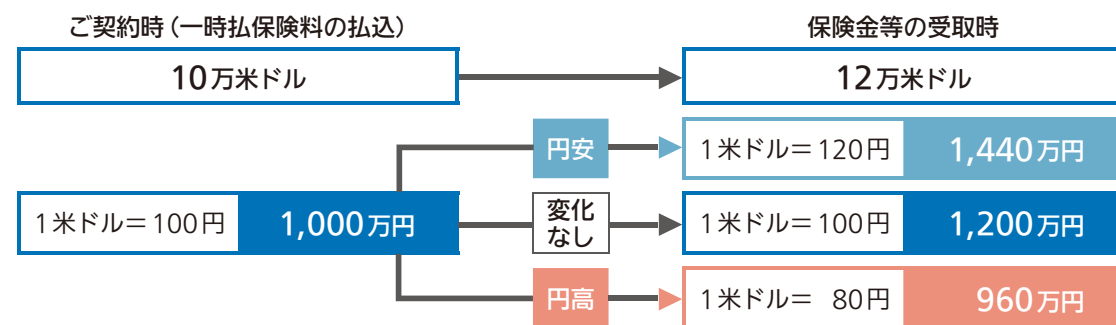
### 5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されていますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください(「告知型」の場合のみ)。

指定代理請求特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

## 6 為替リスクについて

■この保険は、米ドル建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。



■為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、ご契約時の為替相場による一時払保険料や保険金等の円換算額を下回ることがあります。

## 7 元本割れが生じる場合について

**解約した場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。**

ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは  **それぞれの保険商品の 契約概要** **10 解約等について** をご覧ください。

## 8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

**保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

**この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。**

## 10 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

- 税務のお取扱いは2018年10月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

＜ご契約時＞

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

＜保険期間中＞

- 解約時の差益に対する課税  
所得税（一時所得）+ 住民税の対象となります。
- 死亡保険金に対する課税

| 契約者 | 被保険者      | 死亡保険金受取人  | 税金の種類          |
|-----|-----------|-----------|----------------|
| 本人  | 本人        | 配偶者または子   | 相続税            |
| 本人  | 配偶者または子   | 本人        | 所得税（一時所得）+ 住民税 |
| 本人  | 配偶者（または子） | 子（または配偶者） | 贈与税            |

- 高度障害保険金またはリビング・ニーズ特約の保険金に対する課税  
受取人が次に該当する場合、原則として非課税となります。
  - ・主契約の被保険者            ・被保険者の配偶者
  - ・被保険者の直系血族        ・被保険者と生計を一にするその他の親族

＜税務取扱上の換算基準日と適用為替レート＞

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により米ドルを円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

| 対 象   |                 | 換算基準日      | 適用為替レート*      |
|-------|-----------------|------------|---------------|
| 保 険 料 |                 | 一時払保険料の受領日 | TTM（対顧客電信仲値）  |
| 解約払戻金 |                 | 必要書類の当社到着日 | TTM（対顧客電信仲値）  |
| 死亡保険金 | 相続税・贈与税の対象となる場合 | 支払事由発生日    | TTB（対顧客電信買相場） |
|       | 所得税の対象となる場合     | 支払事由発生日    | TTM（対顧客電信仲値）  |

＊ 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。  
※ 保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払込みいただいた金額となります。  
※ 特約の付加により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額（円貨でお受取りいただいた金額）を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00  
※土・日曜、祝日は除きます。  
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

- 指定紛争解決機関について
  - ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
  - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）。
  - ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。